

香川県条例第3号

香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安全が確保されるよう、当該施設等の耐震化等又はスプリンクラー設備の整備を促進するため、香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 地震又は火災の発生時に自ら避難することが困難な者が入所する社会福祉施設等の安全が確保されるよう、当該施設等の耐震化又はスプリンクラー設備の整備を促進するため、香川県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成26年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成25年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。